

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月4日 04時05分ごろ
発生場所	明石海峡航路東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位107° 3.1海里付近 (概位 北緯34° 34.5′ 東経135° 04.9′)
事故の概要	貨物船紫隆丸及び漁船三代丸は、共に南東進中、両船が衝突した。 紫隆丸は、右舷外板に擦過傷を生じ、また、三代丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月10日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 紫隆丸、5,137トン 133891、小池汽船株式会社 B 漁船 三代丸、4.95トン HG3-31516（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷外板に擦過傷 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南東流約3.3ノット 日出時刻：04時51分ごろ
事故の経過	船長Aは、20～30隻の漁船がA船の船首方や船尾方を通過しており、A船の右舷方を同航中のB船も同様にA船を避けてくれると思い、針路及び速力を保持して航行していたところ、B船が突然に左へ変針して、A船の右舷中央部にB船の船首部が衝突した。 船長Bは、先に出港した僚船の灯火を見失わないように船首方に意識を集中していたところ、衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。
分析	A船は、船長Aが、他の漁船がA船を避けてくれていたので、B船も同様にA船を避けてくれると思い、針路及び速力を保持して航行したものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首方の僚船の灯火に意識を集中し、周囲の見

	張りを適切に行っていなかったことから、左舷方を同航しているA船に気付かずに左転したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、B船の船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、左舷方を同航しているA船に気付かずに左転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は見張りを適切に行うこと。